

○ 子育て・教育環境の充実

(4) こどもの貧困対策の充実

(内閣府・厚生労働省)

【本市の提案・要望】

- 地域の実情に応じたこどもの貧困対策を展開するための財政措置の充実
- ひとり親家庭への支援の充実
- 社会的養護の充実

【現状・課題】

- こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自らの可能性を追求でき、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会の実現をめざす必要がある。
- こうした認識のもと、平成 28 年 2 月、市長を本部長とする「こどもの貧困対策推進本部」を設置し、多岐にわたる分野を横断し全庁的検討を進めることとした。平成 28 年に実施した「子どもの生活に関する実態調査」から、こどもの貧困対策には子育て、教育、福祉、健康、就労などの多様かつ複合的な課題解決が必要であることが確認されたため、有識者を交えて「大阪市こどもの貧困対策推進計画」（平成 30 年度～令和 4 年度）を策定し、課題解決に向けて取り組んでいる。こどもの貧困対策は、未来への投資であり社会全体で長期的な視点で取り組む必要があり、施策を安定的かつ継続的に進めるためには、国による制度改正や財政措置が必要である。

(地域の実情に応じたこどもの貧困対策を展開するための財政措置の充実)

- 本市では、全国に先駆けて平成 30 年度からモデル 7 区において学校における「気づき」を保健福祉制度や地域資源による支援につなぎ、複合的な課題を抱えているこどもや子育て世帯を総合的に支援する事業を実施しており、令和 2 年度より全区（24 行政区）展開することで事業規模もさらに拡大する。効果が認められた本事業を全国で横展開することにより、同様の課題を抱える他の自治体にも効果があると考えられる。また、令和 5 年度からの次期計画策定に向けて、こどもの貧困にかかる現状を把握するため実態調査を実施する。こうした地域の実情に即した事業に対する国の交付金「地域子供の未来応援交付金」について事業規模に見合ったものとなるよう要望する。

(ひとり親家庭への支援の充実)

- 養育費の確保はひとり親家庭の自立を支えるために重要であり、民事執行法の改正により債務者の預貯金債権及び給与債権に関する情報を得やすくなったものの、養育費の取り決めにおける債務名義化が進んでいない状況を踏まえ公正証書作成費用の補助など、養育費を確実に確保するための制度及び国による財政措置が必要である。
- ひとり親家庭自立支援給付金については、早期自立を促すために、高等職業訓練促進給付金支給額の拡充と、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用を促進するために、こどもの対象年齢を拡充するとともに、受講料の全額補助が必要である。
- 医療費助成制度全般について早期に国において制度化すべきであるが、特にひとり親家庭への制度は全ての都道府県で実施されており、国による財政措置が必要である。

(社会的養護の充実)

- 施設入所や里親委託の児童が、大学進学等を希望しても学習塾等による勉学の機会が少ないことを理由に断念し、結果として職業選択が制限され、貧困の連鎖とならないようにする必要がある。こどもが将来の自立に向けて必要な力を身に付ける機会を確保するため、高校生の学習代等についても中学生と同様に上限のない実費額の支弁が必要である。
- 児童養護施設や母子生活支援施設利用者が、施設退所後に自立して生活を営み、貧困に陥ることがないように、つながりを持った施設が退所後も一貫した支援を安定的に取組むことができるよう必要な人員等に係る経費を措置費として支弁し、施設機能を強化することが必要である。

担当：こども青少年局

◆大阪市子どもの生活に関する実態調査結果(平成 28 年度) ※小5・中2のいる全世帯への調査(回収率 76.8%)

主な項目 (小5・中2のいる世帯)	等価可処分所得 ※1	
	中央値 ※2 以上	中央値 ※2 の 50%未満
毎日またはほとんど毎日朝食を食べる	90.8%	78.8%
学校の勉強がよくわかる	28.8%	16.4%
母子世帯の割合	18.2%	42.9%
10代で初めて母親となった割合	18.8%	37.6%

見えてきた主な課題

- ・世帯の経済状況が、子どもの生活や学習環境、学習理解度にも影響を与えている。
- ・ひとり親(特に母子世帯)の経済・生活状況の厳しさ
- ・若年で親になっている世帯の経済・生活状況の厳しさ
- ・困窮度の高い世帯は複合的な課題を抱え総合的な支援が必要
- ・支援制度が届いていない世帯がある など

※1：世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料を除いたいわゆる手取り収入)を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2：本調査では 238 万円

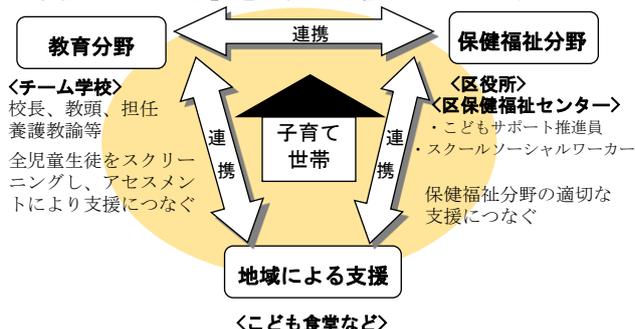
◆地域子供の未来応援交付金(内閣府)との関連

本市の事業内容	事業費	補助基準額
○大阪市子どもサポートネット (子どもサポート推進員) ・教育や福祉分野などが連携して必要な支援につなげるよう子どもサポート推進員を全 24 区に配置	【R元予算】 88,855 千円 (モデル7区) 【R2予算】 282,525 千円 (全 24 区)	[中核型(広域圏レベル)] 補助基準額 10,000 千円(1/2 補助) ※ただし、当該事業にかかる研修を実施する場合は、上記の補助基準額に 1,500 千円を加算
○子どもの生活に関する実態調査 ・子どもの貧困対策に関する現状を把握するための実態調査・分析及び支援ニーズに応える支援量の把握	【H28 決算】 28,459 千円 ※調査対象(全数調査) 小5・中2の児童生徒とその保護者/5歳児の保護者	[市町村] 補助基準額 3,000 千円(1/2 補助)

事業規模・人口規模に見合う補助基準額の引き上げを要望

・大阪市子どもサポートネット概念図

～学校の「気づき」を必要な支援につなぐ取組み～



・大阪市子どもサポートネットの効果(モデル7区)

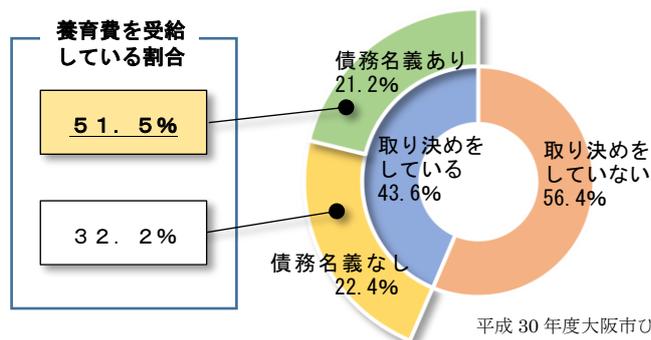
	平成 30 年度	令和元年度 (10 月末時点)
児童・生徒数(学校数)	44,270 人(133 校)	44,173 人(133 校)
上記のうち、支援が必要とされた児童・生徒数	1,993 人	2,382 人
支援につないだ人数	1,400 人(70.2%)	1,693 人(71.1%)

「子どもサポートネットが役に立った」とする学校の割合・・・**92.5%**

(平成 31 年 3 月に実施した学校アンケートより)

・「子どもサポートネット」を通じて適切な支援や指導助言につなげることで課題を解消することができた。

◆養育費の取り決め状況と受給状況



養育費は公正証書等による取り決めを行っている場合、受給率が高くなる傾向にあり、民事執行法の改正による実効性を高めるためにも、補助金を交付するなどにより債務名義化を推進する必要がある。

平成 30 年度大阪市ひとり親家庭等実態調査より

◆施設入所(里親委託含む)へ支弁される児童の学習代に支弁される措置費状況

	教育費	教材費	部活動費	学習塾費(中学)、補習費(高校)
中学生	基準 4,380 円	実費(上限なし)	実費(上限なし)	実費(上限なし)
高校生	基準	公立: 23,330 円 私立: 34,540 円		月額 20,000 円(高校3年 月額 25,000 円)

学校生活(課外活動含む)及び学校外の学習にかかる費用について、中学生は実費が支給されるが、高校生については上限設定があり、不足分は施設等の持ち出しとなる。特に里親委託においては、不足分が里親個人の持ち出しとならざるを得ない。